

厚生常任委員会 資料

令和3年9月16日（木）

福祉保健部

目 次

【 予算議案 】

議案第 1 号	令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算案について（第13号）	・・・ 1
議案第26号	令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算案について（第14号）	

【 報告事項 】

県が出資している法人等の経営状況について （報告書にて説明）

1 地方自治法に基づく報告

- (1) 公立大学法人宮崎県立看護大学
- (2) 公益財団法人宮崎県移植推進財団

2 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づく報告

- (1) 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団
- (2) 公立大学法人宮崎県立看護大学
- (3) 公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター
- (4) 公益財団法人宮崎県移植推進財団
- (5) 公益財団法人宮崎県健康づくり協会

公立大学法人宮崎県立看護大学の令和 2 年度の業務実績及び第 1 期中期 目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果について	・・・ 8
---	-------

【 その他報告事項 】

I 新型コロナウイルス感染症における本県の対応状況等について	・・・12
II 咬傷事故による損害賠償請求控訴事件について	・・・19

【予算議案】

議案第 1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第13号）

議案第26号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課 名	令和3年度			
		現計予算額	9月補正額 (第13号)	9月補正額 (第14号)	補正後の額
一 般 会 計	福 祉 保 健 課	30,257,410	1,416,416	3,814,160	35,487,986
	指導監査・援護課	176,327			176,327
	医 療 薬 務 課	4,385,885	228,291	148,694	4,762,870
	国民健康保険課	29,530,867			29,530,867
	長 寿 介 護 課	21,796,527	854,156		22,650,683
	障 が い 福 祉 課	16,993,292	114,560		17,107,852
	衛 生 管 理 課	2,406,933			2,406,933
	健 康 増 進 課	24,909,523	1,113,629	276,109	26,299,261
	こ ど も 政 策 課	18,641,683	52,818		18,694,501
	こ ど も 家 庭 課	6,221,972			6,221,972
	小 計	155,320,419	3,779,870	4,238,963	163,339,252
特 別 会 計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	114,542,975			114,542,975
	こ ど も 家 庭 課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	280,005			280,005
	小 計	114,822,980	0	0	114,822,980
福祉保健部 合計		270,143,399	3,779,870	4,238,963	278,162,232

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

	感染拡大防止対策の推進	医療・福祉提供体制の確保・充実	新たな日常に応じた生活支援
当初	検査体制の確保 ◆受診相談センター運営費、PCR検査費用（衛環研）PCR検査機関への検査機器購入補助、地域外来・検査センター運営費、PCR検査公費負担 等 感染拡大防止対策（設備整備支援等） ◆介護施設等の簡易陰圧装置等の設置、濃厚接触者である子どもの受入れに要する経費、「ガイドライン」の遵守及び「新しい生活様式」の定着促進、児童養護施設等の個室化、感染症対策のかかり増し経費 等 計1,367,774千円	医療提供体制の確保 ◆医療従事者派遣、搬送体制確保、調整本部運営、医療機関等との連携・情報共有体制の構築、受入病床確保・医療従事者特別手当・陰圧装置設備補助、軽症者宿泊療養施設の確保・運営等、入院患者宿泊施設患者の自己負担分の公費負担、医療機関・保健所等で使用する防護服整備 等 介護・福祉サービス体制確保 ◆業務負担を軽減するための介護ロボット導入経費、感染者が発生した場合の介護・障がい福祉サービス提供に必要な経費補助 等 ワクチン啓発等 ◆医療従事者等への接種確保、相談体制の確保 相談体制 ◆自殺対策ワンストップ相談会、県民の心身の変調に対応するため電話や訪問による相談体制強化 計16,653,577千円	生活困窮者・ひとり親家庭等支援 ◆福祉系高校の学生への修学資金等貸付金、住居失う恐れのある者に対する住居給付金、子ども食堂等を運営する団体に対する衛生用品等の購入支援、ひとり親家庭を支援する民間団体の活動経費の補助 母子保健医療対策 ◆不妊治療等を受ける夫婦に対し、治療費等を助成、妊婦への検査と感染した妊産婦への訪問等による寄り添い支援 計563,576千円
4月専決			◆生活福祉資金拡充 ◆ひとり親世帯生活支援特別給付金 4月専決 1,257,110千円
4月補正	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（日向市） 4月補正 154,467千円		
5月専決	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市） 5月専決 2,241,810千円		
5月補正	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市・都城市・三股町） ◆変異株ウイルス解析機器の導入 等 5月補正 2,219,682千円	◆後方支援病院の確保推進 ◆自宅療養者支援の拡充 ◆市町村のワクチン接種体制の強化に向けた支援 ◆24時間体制対応副反応等コールセンター設置 等	
6月補正	◆飲食店の認証制度の創設、認証に必要な資機材等の支援 ◆救急医療機関等において、コロナ感染疑い患者を受け入れることができるよう必要な設備整備を支援 等	◆各種依存症の自助グループ活動への支援 ◆ワクチン個別接種における診療所及び病院に対する接種回数底上げ支援、病院の接種体制確保に対する支援 ◆ワクチンの接種回数増加のための支援期間延長、県主催の大規模接種の実施、職域接種への支援 6月補正 5,590,601千円	◆生活福祉資金拡充 ◆生活福祉資金の特例貸付金が上限額に達しているなどにより、利用ができない世帯を対象として支援金を支給 等
8月専決・補正	◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援 ◆まん防適用による飲食店等及び大規模集客施設への営業時間短縮要請等に伴う協力金等の支援 8月専決・補正 11,564,166千円		
9月補正	医療関係等実習生PCR検査支援事業（福祉保健課） 50,436千円 介護施設等感染拡大防止対策支援事業（長寿介護課） 187,500千円 感染症対策休業要請等協力金事業（福祉保健課） 3,814,160千円 9月補正 5,118,396千円	軽症者等宿泊療養施設運営事業（健康増進課） 641,497千円 宮崎県重症化予防センター運営事業（医療業務課） 148,694千円 自宅療養者に対する健康観察体制確保事業（健康増進課） 216,641千円 感染患者入院費公費負担（健康増進課） 59,468千円	

⑧医療関係等実習生PCR検査支援事業

福祉保健課

1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症に警戒すべき状況が続く中、県内の医療関係等施設での感染を防ぐため、実習施設の求めにより養成所等の学生等に対し実習前のPCR検査に対する支援を行う。

2 事業概要

実習に参加する養成所等の学生等に対するPCR検査の支援（民間検査機関への委託）

①対象養成所等：県内の医療関係職種等の養成所及び養成施設

②対象実習施設：県内の医療機関・訪問看護ステーション・介護施設・福祉施設等

③対 象 職 種：看護師・准看護師・介護福祉士等

3 事業費

50,436千円

（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
50,436	0	0

※国庫支出金：地方創生臨時交付金

4 事業効果

医療機関等にウイルスを持ち込むリスクを低減させ、医療機関等の機能低下を防ぐとともに重症化リスクが高い患者・入所者等への感染の防止が図られる。

また、学生等の実習の機会を確保することで、県内の医療・福祉人材の確保を促進する。

感染症対策休業要請等協力金事業

福祉保健課

1 目的・背景

県内の飲食店等に対する営業時間短縮要請を行うことにより、感染の拡大防止を図る。

2 事業概要

変化していく感染状況に対応しながら、感染の沈静化に向けて必要な対策を適時適確に講じるもの。

（1）感染症対策休業要請等協力金（3,718,200千円：補助率9/10）

時短要請に協力した飲食店等へ協力金を支給した市町村に対して補助を行う。

※ まん延防止等重点措置の適用期間〔8月27日～9月12日〕が9月30日まで延長。
（あわせて県独自の緊急事態宣言も9月30日まで延長）

なお、解除後の段階的な緩和を踏まえ、協力金の支給期間については10月14日までとしている。

【協力金額（店舗単位で支給）】

まん延防止等 重点措置区域	中小企業	売上高に応じて、1日当たり3万円～10万円の範囲で支給
	大企業	売上高減少額に応じて、1日当たり最大20万円を支給
上記以外	中小企業	売上高に応じて、1日当たり2.5万円～7.5万円の範囲で支給
	大企業	売上高減少額に応じて、1日当たり最大20万円を支給

（2）感染防止対策事務費補助金（95,960千円：補助率10/10）

市町村の感染症対策休業要請等協力金の支給事務に要する経費を補助する。

3 事業費

(千円)

補正前 の額	補正額 (要求額)	財源内訳			補正後 の額
		国庫支出金	その他	一般財源	
14,799,965	3,814,160	3,814,160			18,614,125

※国庫支出金：地方創生臨時交付金

4 事業効果

飲食店等に対して協力金を支給することにより、要請の実効性を高め、感染リスクの高い飲食の機会を減らすことにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止を推進することができる。

飲食店等への要請について

■県内全域への要請を9月30日（木）まで延長

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市	宮崎市以外
要請期間	9月13日(月)～9月30日(木)	現在の要請を 9月30日(木)まで継続
酒類の提供	終日行わないこと (利用者による酒類の店内持込みを含む)	19時まで
カラオケ設備の利用	飲食が主たる業の店舗においては 終日利用しないこと	—
営業時間	20時までの営業時間短縮	

■時短要請協力金

		まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域		宮崎市	宮崎市以外
対象店舗		9月13日(月)～9月30日(木)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗	9月13日(月)～9月30日(木)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗 ※新たに協力する店舗も対象
支給 日額	中小企業	売上規模に応じて、1店舗1日当たり 3万円～10万円	売上規模に応じて、1店舗 1日当たり2.5万円～7.5万円
	大企業	売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり最大20万円	

宮崎県重症化予防センター運営事業

医療薬務課

1 目的・背景

新型コロナウイルスの感染急拡大により患者が増加している中、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設「宮崎県重症化予防センター」の運営を行うことにより、宿泊療養施設「ひまわり荘」の機能強化を図るとともに、療養者の重症化予防及び医療機関の負担軽減を図り、県民が安心して医療を受けることができる体制を維持する。

2 事業概要

重症化リスクのある自宅・宿泊療養者に対し、「宮崎県重症化予防センター」において抗体カクテル療法などの医療を提供する。

- (1) 簡易施設及び医療機器等の賃貸借
- (2) 清掃消毒、感染性廃棄物処分、医療事務業務等委託
- (3) 医療従事者派遣等

事業期間：令和3年9月10日から令和4年3月31日まで

※ 今後の感染状況に応じて即時対応ができるよう、年度末まで（7ヶ月間）の予算を計上

3 事業費

148,694千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
148,694	0	0

※国庫支出金：緊急包括支援交付金

4 事業効果

宿泊療養施設「ひまわり荘」の医療機能の強化を図るとともに、自宅・宿泊療養者の重症化による入院を予防することで医療機関の負担を軽減し、県民が安心して医療を受けることができる体制の維持が図られる。

【報告事項】

公立大学法人宮崎県立看護大学の令和２年度の業務実績及び第１期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果について

医療薬務課

1 趣旨等

公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法第78条の２第１項の規定により、各事業年度の業務実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務実績について、宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けることとされており、同条第６項の規定により、評価委員会による評価結果の報告を行うもの。

2 評価方法

法人が作成した、令和２年度業務実績報告書及び第１期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書を評価委員会で検証するとともに、それぞれの報告書に対し「大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」など、５つの項目についての「項目別評価」及び「全体評価」を行った。

（参考）評価委員会の開催状況

第１回評価委員会（７月９日（金）１３時３０分～１５時３０分）

- ・ 法人から業務実績報告書の説明
- ・ 委員による質疑

第２回評価委員会（８月２日（月）１３時３０分～１５時）

- ・ 業務実績評価書（案）についての審議

3 業務実績評価書の概要

(1) 評価の基本方針

- ① 大学の教育研究の特性及び大学の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の業務運営の充実・改善に資するものとする。
- ② 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- ③ 本県における看護教育・研究・研修の中核機関として、法人が実施する地域社会と連携した取組等について、積極的に評価を行うものとする。
- ④ 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

(2) 令和2年度業務実績評価の結果

① 項目別評価

次の項目ごとに、ⅣからⅠの4段階で評価を行った。

評価区分	評価内容
Ⅳ	年度計画を順調に実施している
Ⅲ	年度計画を概ね順調に実施している
Ⅱ	年度計画を十分に実施していない
Ⅰ	業務の大幅な改善が必要である

項目	評価結果
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	Ⅳ

(判断理由等)

県内就職率が50%を超えたことや、コロナ禍において教育研究活動が制限される中、感染対策と教育研究を両立するため、きめ細かな取組が随所に見受けられたことから、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	Ⅲ
---------------------------------	---

(判断理由等)

これまで課題としていた学生の事務局対応満足度が78.1%と年々改善されているものの、目標の80%に達していないことなどを総合的に判断し、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	Ⅳ
----------------------------	---

(判断理由等)

電力入札による契約単価の見直しなど継続的に経費の削減に取り組んでいること等から、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	Ⅳ
-----------------------------------	---

(判断理由等)

評価委員会の指摘事項について、年度ごとの対応を整理し計画的な業務改善に取り組んでおり、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	Ⅳ
------------------------------	---

(判断理由等)

コロナ禍の中、予め警戒段階別対応方針（BCP）を策定し、授業や学生生活の取扱いについて方針に基づき対応していること等から、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

② 全体評価

総合的には、新型コロナの影響により実施できなかった項目や一部改善の余地はあるものの多くの項目で年度計画を達成していることから、令和2年度の業務実績は順調に進捗していると認められる。引き続き、中期目標・中期計画の達成に向け、着実な業務の推進とその成果に期待する。

(3) 第1期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価の結果

① 項目別評価

次の項目ごとに、ⅣからⅠの4段階で評価を行った。

評価区分	評価内容
Ⅳ	中期目標・中期計画の達成が見込まれる
Ⅲ	中期目標・中期計画を概ね達成することが見込まれる
Ⅱ	中期目標・中期計画の達成に向けやや不十分である
Ⅰ	中期目標・中期計画の達成に向け業務の大幅な改善が必要である

項目	評価結果
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	Ⅲ

(判断理由等)

県内就職率の改善に向け様々な取組を行い、令和2年度は57.5%に上昇し高く評価できるが、平成29年度から令和2年度までの各年度の数値は41.1%、34.4%、37.0%、57.5%と推移しており、安定して目標を達成しているとは言えないことから、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	Ⅲ
---------------------------------	---

(判断理由等)

これまで課題としていた学生の事務局対応満足度が年々改善されているものの、目標の80%に達していないことなどを総合的に判断し、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	Ⅳ
----------------------------	---

(判断理由等)

学生及び教員へ省エネ等の意識付けを行うほか、電力入札による契約単価の見直しなど、継続的に経費削減の取組を行っていること等から、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	Ⅳ
-----------------------------------	---

(判断理由等)

評価委員会の指摘事項について、年度ごとの対応を整理し計画的な業務改善に取り組んでいること等から、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	Ⅳ
------------------------------	---

(判断理由等)

大規模災害に対応したマニュアルや災害時の学生安否確認のための仕組みを整備に加え、新型コロナに関する警戒段階別対応方針（BCP）を策定し、授業や学生生活の取扱いについて方針に基づき対応していること等から、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

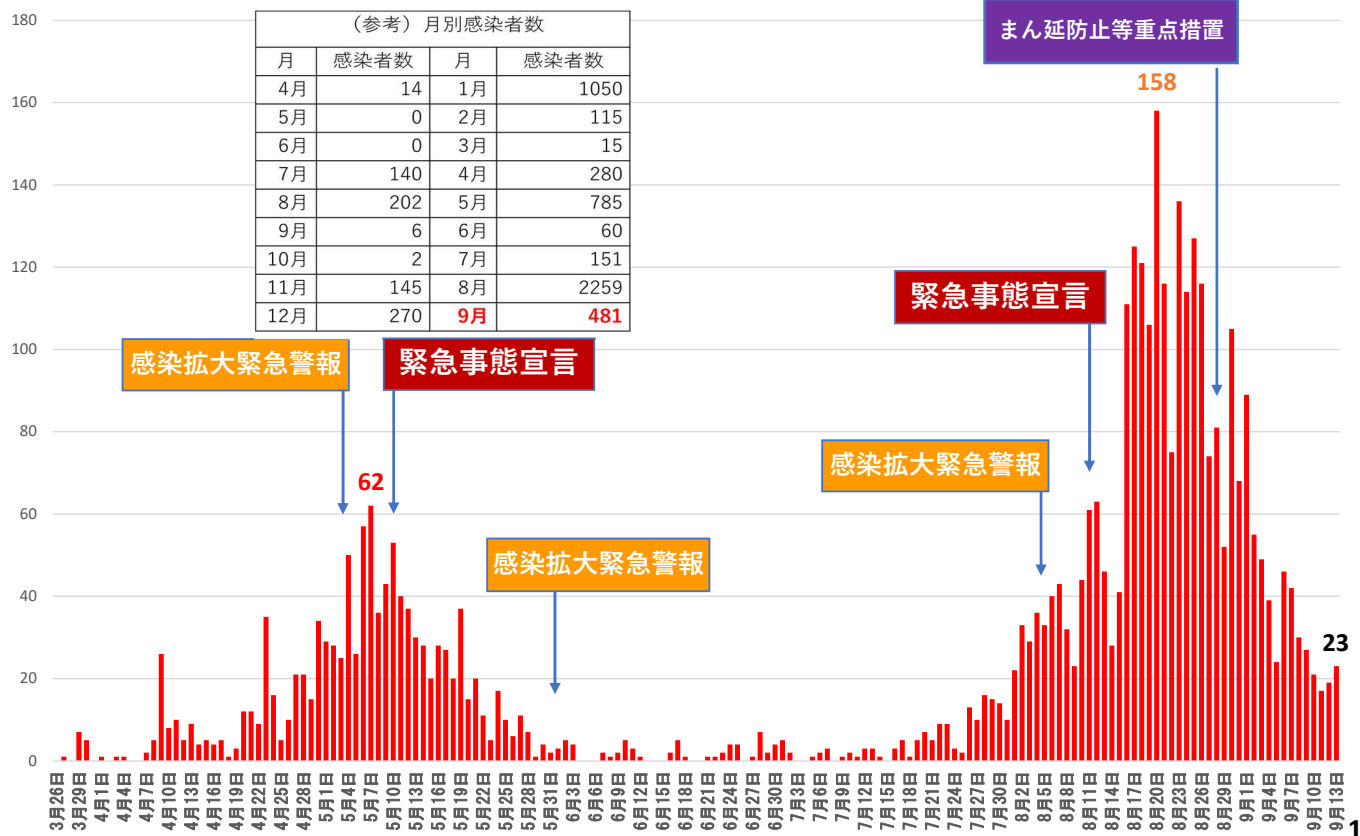
② 全体評価

総合的には、多くの項目で概ね順調に実施できていることから、第1期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績は概ね順調に進捗していると認められる。引き続き、中期目標・中期計画の達成に向け、着実な業務の推進とその成果に期待する。

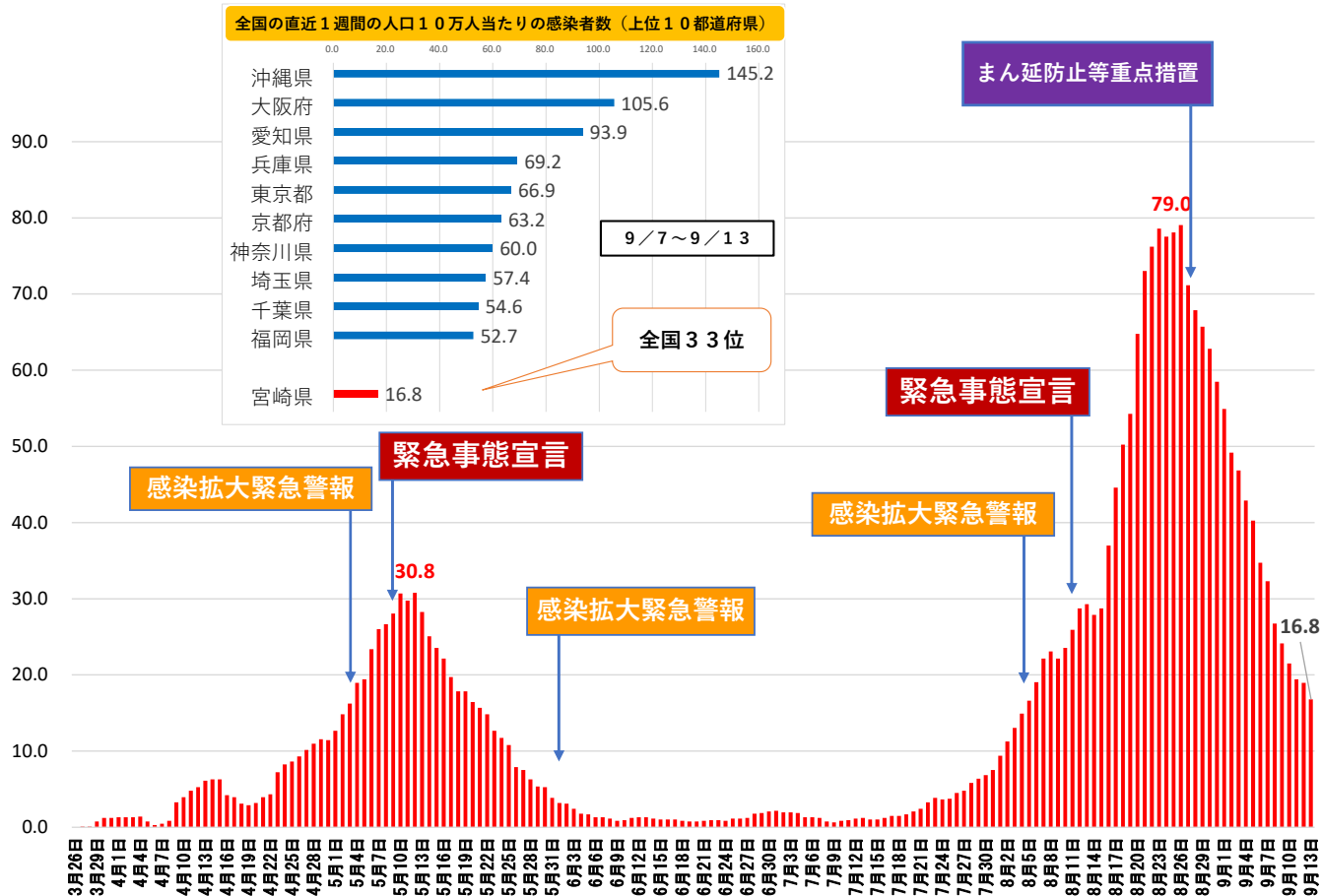
【その他報告】

I 新型コロナウイルス感染症における県の対応状況等について

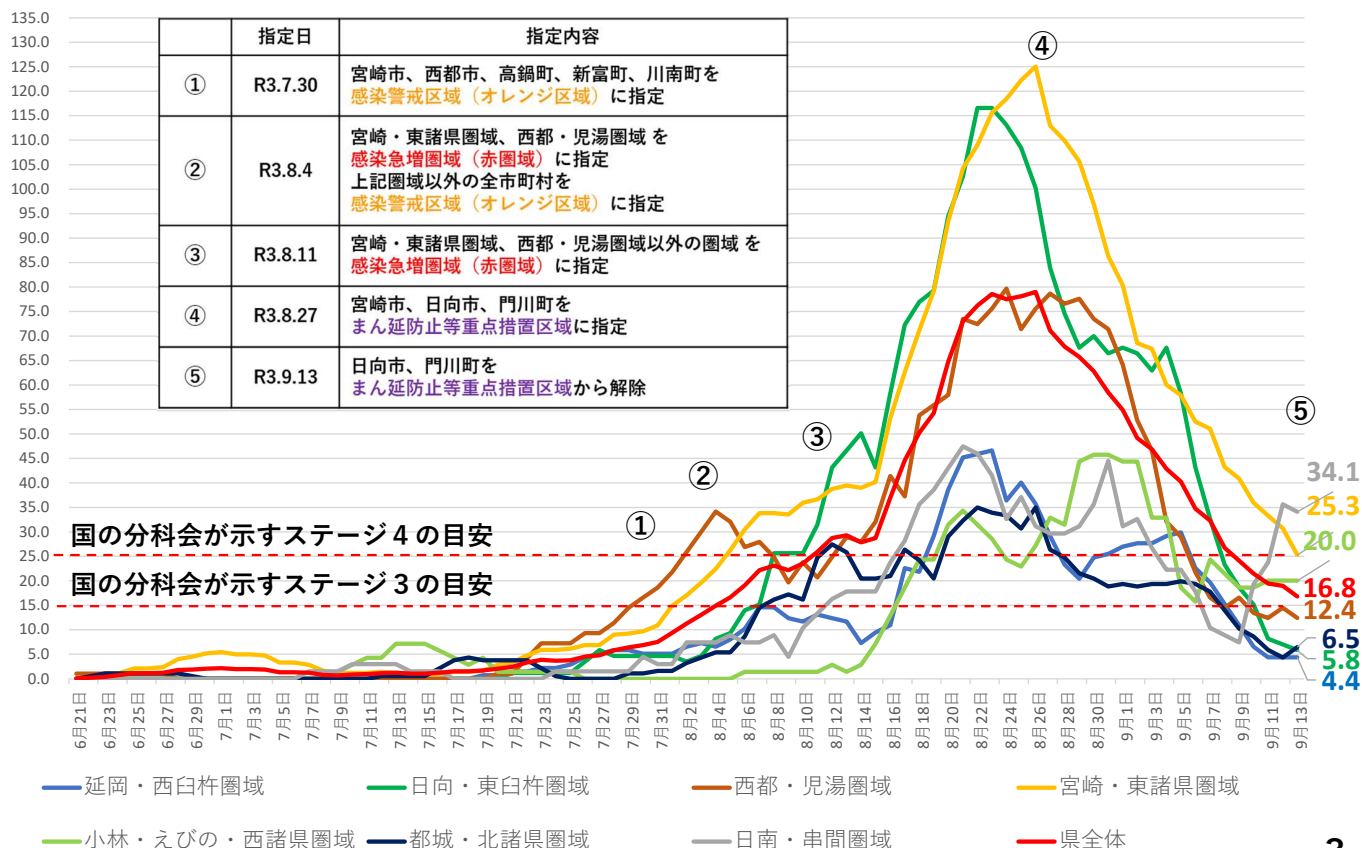
本県の1日当たりの新規感染者数



本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



各圏域の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数の推移)



3

入院患者・重症者の推移



4

本県の関連指標の状況は以下のとおりであり、**ステージ4相当**の状況にあります。

指 標			現状値	ステージ3 の目安	ステージ4 の目安	備 考
医療提供体制等の負荷	①医療の ひっ迫具合	病床全体 (確保病床の使用率)	27.8%	20%以上	50%以上	・9月13日時点
		入院率※ (療養者数に対する入院者数の割合)	—	40%以下	25%以下	・9月13日時点 ・療養者数：入院者、宿泊・施設等療養者、入院・療養調整中の方等を合わせた数
		重症者用病床 (確保病床の使用率)	24.2%	20%以上	50%以上	・9月13日時点
	②療養者数 (人口10万人当たりの療養者数)		31.4人	20人以上	30人以上	・9月13日時点
感染の状況	③PCR等陽性率		3.7%	5%以上	10%以上	・9月2日から9月8日まで ・(医療機関での検査分を含む) ・陽性者数/PCR等検査件数
	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)		16.8人	15人以上	25人以上	・9月7日から9月13日まで
	⑤感染経路不明割合		25.8%	50%以上	50%以上	・9月4日から9月10日まで

ステージ1	感染散発段階	感染者が散発的に発生
ステージ2	感染漸増段階	感染者が徐々に増加 医療提供体制への負荷が蓄積
ステージ3	感染急増段階	感染者数が急増 医療提供体制に支障
ステージ4	感染爆発段階	爆発的な感染拡大が起き 医療提供体制が機能不全に

※入院率の指標は人口10万人当たりの療養者数が10人以上の場合に適用
※入院が必要な陽性者が発生届の翌日までに入院している場合は適用しない

5

まん延防止等重点措置

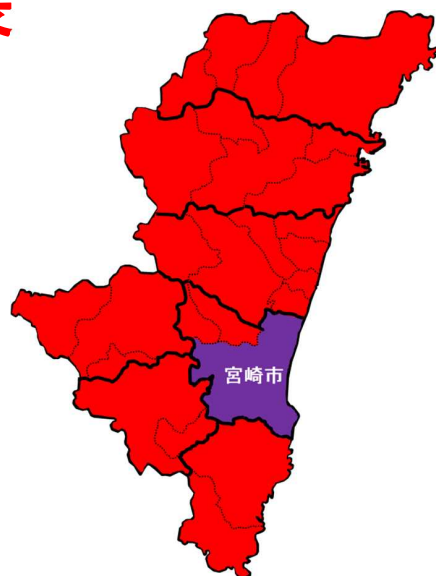
■本県への適用期間が延長

(旧) 8月27日(金)～9月12日(日)

(新) 8月27日(金)～9月30日(木)

適用期間	8月27日(金) ～ 9月12日(日)	9月13日(月) ～ 9月30日(木)
重点措置区域	宮崎市、日向市、 門川町	宮崎市

日向市・門川町の新規感染者数は減少する一方で、宮崎市は高止まりの状況であり、人口規模の大きい宮崎市から他圏域への感染の染み出しを防ぐため、宮崎市への区域指定を延長



9月13日時点

6

県独自の「緊急事態宣言」の延長について

■県独自の「緊急事態宣言」の発令期間を延長

感染再拡大（リバウンド）を防ぐためにも、県内の感染状況を十分に沈静化させるまで、引き続き、強い対策の継続が必要

【発令期間】

(旧) 8月11日(水)～9月12日(日)を目途

(新) 8月11日(水)～9月30日(木)を目途

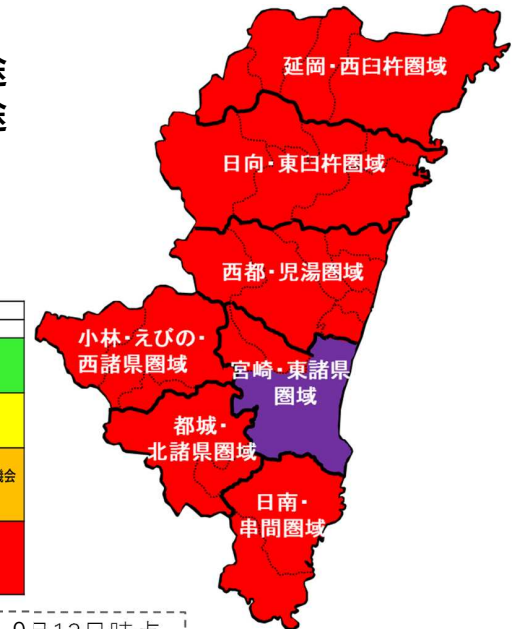
※終期は、感染状況を見極めて判断

レベル4
(緊急事態宣言)



区域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例(以下を目安として、総合的に判断)	県民への要請(外出)	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑 感染未確認区域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
黄 感染確認区域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に(過去のクラスター発生施設等に注意)	○国基準を準用(状況に応じ判断)	○ガイドライン遵守
黄 オレンジ 感染警戒区域(※)	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	○感染機会に繋がる場面(会食等)の一定の制限(人数、特典等)	○国基準を準用(特に会食を伴う場合は制限)	○状況に応じ、感染機会の制限
赤 感染急増区域	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	○原則、外出自粛	○国基準を準用(特に会食を伴う場合は制限)	○感染機会の制限

：「まん延防止等重点措置」区域(宮崎市)



9月13日時点

7

行動要請について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市	宮崎市以外
要請期間	9月13日(月)～9月30日(木)	現在の要請を9月30日(木)まで継続
県民への要請	・原則、外出自粛 ・外出機会(回数・時間)の半減 ・20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛 ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛 ・路上・公園等での集団飲酒等の自粛 ・原則、県外との往来自粛 ・原則、県外からの来県自粛	
飲食店等への要請	・20時までの営業時間短縮 ・酒類提供を終日行わないこと ・飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと	・20時までの営業時間短縮 ・酒類提供は19時まで
大規模集客施設等への要請	・20時までの営業時間短縮 ・大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等	—
イベントの開催制限	・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限 ・21時までの開催時間制限	・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限
事業者等への要請	・業種別ガイドラインの遵守 ・出勤者数の7割削減に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進	

※日向市、門川町は、9月12日(日)までは「まん延防止等重点措置」の行動要請を継続

8

宮崎県重症化予防センターについて

- 宿泊療養施設「ひまわり荘」の敷地内に、重症化リスクを有する宿泊・自宅療養者を対象とした抗体カクテルの投与などを行う臨時の医療施設を整備し、**9月10日（金）から運用を開始**

＜宮崎県重症化予防センター概要＞

受入規模：10床（最大20床）

人員体制：医師1名、看護師3名 ※ 県立宮崎病院から派遣

受入対象：県央・県南地域の宿泊療養者や自宅療養者のうち、抗体カクテル療法をはじめ点滴などの処置を要する者

※ 一般外来の受付は行っていない。



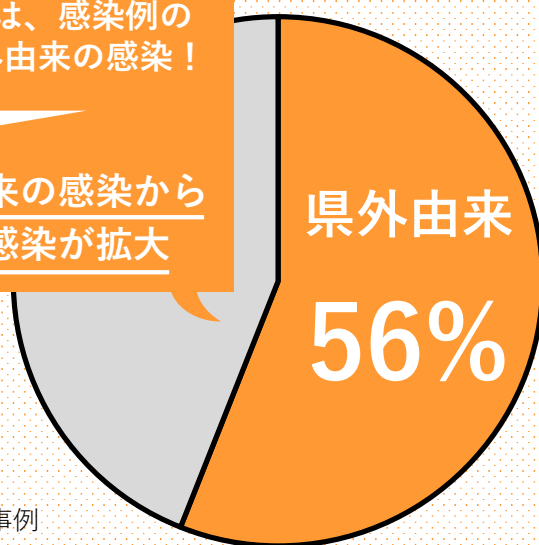
宮崎県重症化予防センター

9

「感染が減少しているから大丈夫」「自分は大丈夫」という油断が感染を広げています

7月の4連休明けでは、感染例のうち5割以上が県外由来の感染！

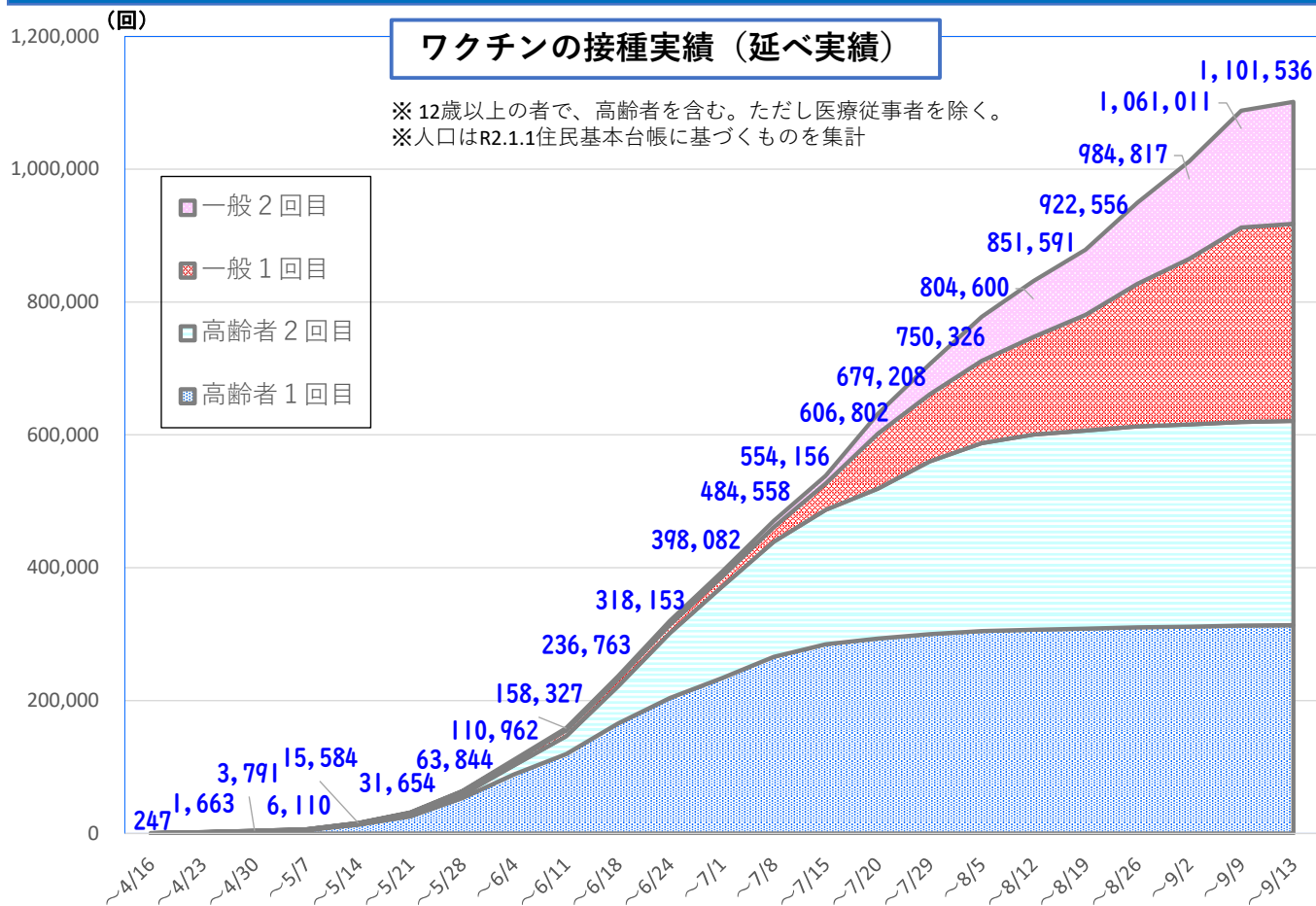
第5波は県外由来の感染から
家族や職場等に感染が拡大



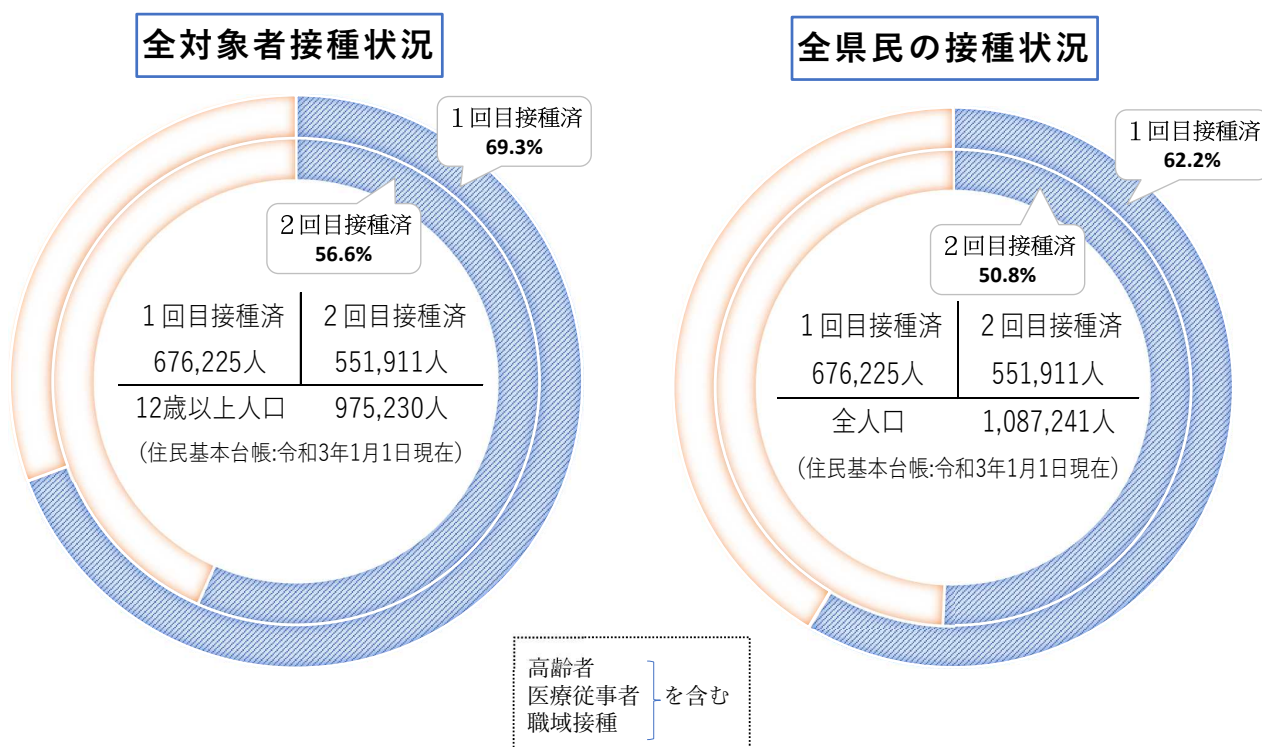
※7月26日～29日の感染事例

9月の連休も、引き続き、**帰省の中止・延期、原則、県外との往来自粛・県外からの来県自粛**に御協力をお願いします

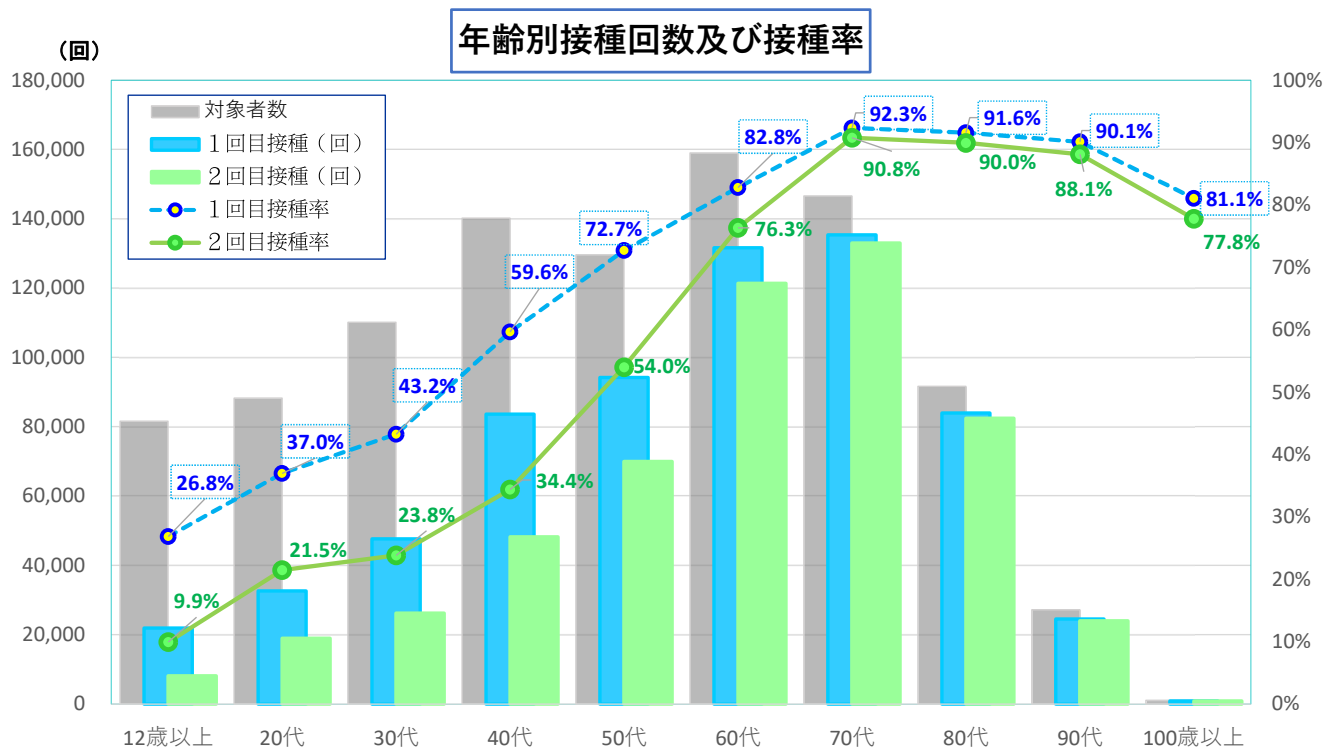
新型コロナワクチンの接種状況について（9月13日現在）



新型コロナワクチンの接種状況について（9月13日現在）



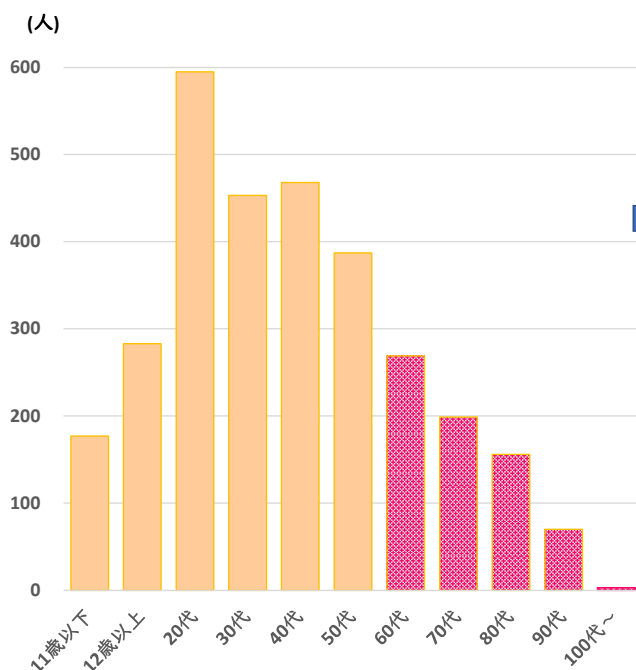
新型コロナワクチンの接種状況について（9月13日現在）



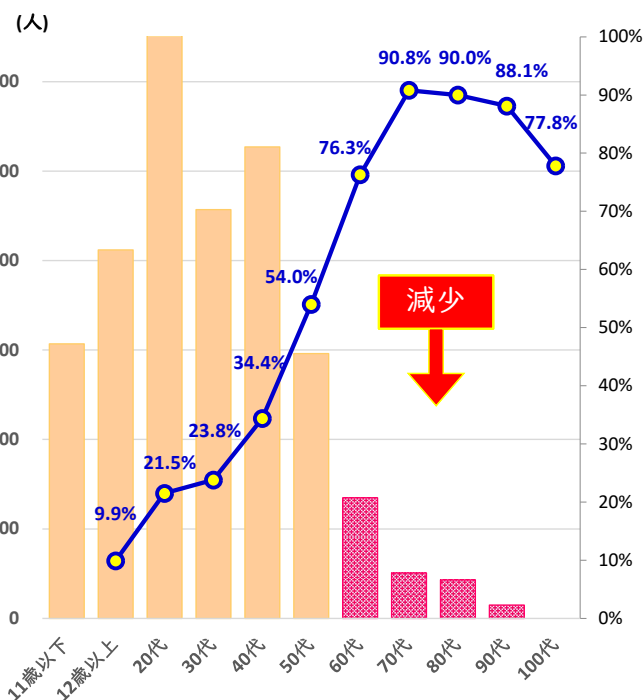
※VRSにより集計（医療従事者を含む）。なお、年齢不詳者等の約4千回分は除く。

新型コロナワクチンの接種状況について（9月13日現在）

年代別感染者数（第4波まで）



第5波における感染者数と接種率（2回目）



Ⅱ 咬傷事故による損害賠償請求控訴事件について

衛生管理課

1 概要

原告は、平成28年当時、宮崎県から委託を受けて犬猫の譲渡推進事業を行っていた団体のボランティア活動に参加していた際、当該団体の飼養に係る柴犬に右手等を咬まれる事故に遭ったと主張し、当該団体の代表者及び宮崎県（以下「被告ら」という。）に対し、民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく損害賠償を求め、平成30年7月5日付けで宮崎地方裁判所に提訴した。

令和3年1月13日、被告らは原告に対し、連帯して7,844,667円及びこれに対する平成28年6月26日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じる旨並びに訴訟費用は被告らの連帯負担とする旨、宮崎地方裁判所において判決があった。

被告らの主張は一部認められたものの、原告の損害賠償は全額認められたことから、判決を不服として令和3年1月26日付けで、福岡高等裁判所宮崎支部に訴えの提起（控訴）を行った。

2 福岡高等裁判所宮崎支部からの判決言渡し

（1）期日

令和3年9月1日（水）

（2）主文（判決内容）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 本件各控訴をいずれも棄却する。2 控訴費用は控訴人らの負担とする。 |
|--|

3 判決後の対応

県の主張が裁判所に十分理解してもらえなかったことから、判決を不服とし、9月14日付けで、最高裁判所に上告手続を行った。